

税理士による 所得税・消費税個別無料指導会 開催のお知らせ

今年も確定申告の時期が迫ってまいりました。

《所得税確定申告期日 3/15(水) 消費税確定申告期日 3/31(金)》

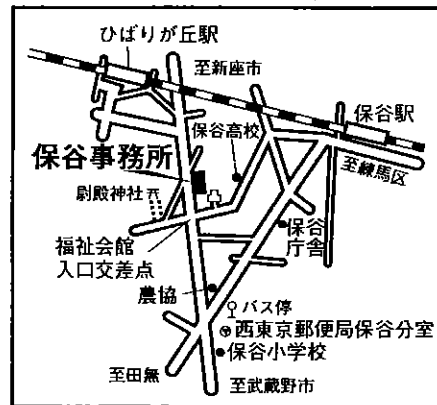
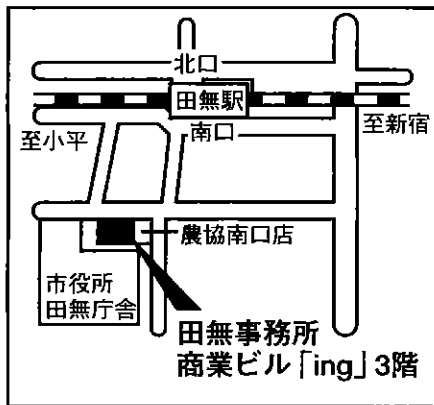
商工会主催の指導会を行います。是非ご参加ください。

尚、予約は先着順になりますのでお早めにお申し込みください。

1. 開催日 平成29年2月15日(水)～3月15日(水)の間の指定日
2. 開催時間 午前10時～午後4時まで〔正午～午後1時までを除く〕
3. 場所 西東京商工会 田無事務所・保谷事務所

田無事務所 南町5-6-18 ingビル3階
Tel 042-461-4573 Fax 042-463-7311

保谷事務所 住吉町6-1-5
Tel 042-424-3600 Fax 042-423-9933



4. 必要書類

★平成27年度確定申告書及び決算書(控) (新規開業を除く)	
★電卓	★印鑑
控除対象がある方	
●生命及び損害保険料控除証明書	●国民年金支払証明書
●医療費の領収書	●その他控除に必要と思われる書類

5. その他

- ・相談時間は1時間です。
- ・電話またはFAXにてお申し込みください。(FAX送信後確認の電話をお願いします)

申込書 (開催日は別紙カレンダーで確認してください)

事業所名		参加者名		連絡先電話番号	
希望日	日	希望事務所 (どちらか〇をしてください)			
		田無事務所		保谷事務所	
希望時間					
午前10時～	午前11時～	午後1時～	午後2時～	午後3時～	

税理士による所得税・消費税個別無料指導会 開催日確認表

2017年 2月

日	月	火	水	木	金	土
			15 田無 保谷	16	17 保谷	18
19	20 田無	21	22 保谷	23	24 田無 保谷	25
26	27	28 田無 保谷				

2017年 3月

日	月	火	水	木	金	土
			1 田無 保谷	2 田無	3	4
5	6 田無 保谷	7	8 田無	9 保谷	10 田無 保谷	11
12	13 田無 保谷	14 保谷	15			

- ・ 田無 は、田無事務所にて開催致します。
- ・ 保谷 は、保谷事務所にて開催致します。

ご希望の日程とお越しになる事務所を、上記カレンダーでご確認頂き
電話かFAXで事前にご予約下さい。

また、上記カレンダーの日程以外でも職員による相談を随時お受け致
しておりますので、お気軽にご連絡下さい。

※ 既に予約が入っている場合には日時を変更させて頂く場合がございます。

※ マイナンバーに関する対応については同封の別紙をご覧下さい。

平成 29 年 1 月

会 員 各 位

マイナンバーに関する確定申告書類等の対応について

平成 28 年 1 月から本格的運用が開始されたマイナンバー制度では、本人確認および個人情報の保護措置等において、取り扱い方法が厳格化されています。そのため、従来決算時期にお預かりしている確定申告書について、**会員さまと商工会の間で書類をお預かりするための委託契約等を結ぶ必要があります**が、商工会では会員皆様へのサービスを低下させないため、

平成 28 年度分からの確定申告（＝平成 29 年 3 月 15 日提出分の確定申告書）のお預かりは従来通り取り扱いたします。（昨年申告書等の預かりについて取り扱いを中止予定としましたが、方針を変更いたします。）

会員の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心より願申し上げます。

***裏面に参考として個人番号（マイナンバー）の記載が必要な主な税務関係書類を掲載してあります。**

商工会に提出代行を依頼される場合は、委託契約が必要となりますので、ご印鑑のご用意をお願いします。また申告書等を預かる際、提出者本人の確認書類の写し（個人番号カード または個人通知カード+身分証明書（運転免許証等））の準備をお願いします。（申告書 A・B に申告者、配偶者、扶養親族、事業専従者のマイナンバー記載欄があります。）

参 考

＜個人番号(マイナンバー)の記載が必要な主な税務関係書類＞

個人番号(マイナンバー)の記載欄には、事業主様ご本人が記載し、**個人番号カード または個人通知カード+身分証明書**(運転免許証等)を提示・添付(写し)し、税務署や市役所に提出していただくことになります。

平成 28 年 1 月 1 日以降に提出する主要な申請書届出書

税務署

●所得税関係

開廃業届、青色申告承認申請書、青色事業専従者給与届、扶養控除等(異動)申告書

●消費税関係

課税事業者届、納税義務者でなくなった旨届、簡易選択届、簡易不選択届、死亡届、異動届

●源泉所得税関係

給与開廃止届、納期の特例届、残存過納額請求書、支払調書、扶養控除等(異動)申告書(税務署への提出は不要ですが、従業員が事業主へ提出する必要がある)

市役所

●償却資産申告書

平成 29 年 1 月以降に提出する平成 28 年分の申請書届出書

税務署

●所得税関係

確定申告書(決算書などの添付する書類に記載する予定はありません)

*準確定は4ヶ月以内

●消費税関係

確定申告書 *準確定は4ヶ月以内

●源泉所得税関係

源泉徴収票(法人役員 150 万円・個人従業員 500 万円超のみ)、合計表、支払調書

市役所

●給与支払報告書

ご不明な点は 西東京商工会 担当川鍋までお問合せ下さい。
田無事務所 電話 042-461-4573